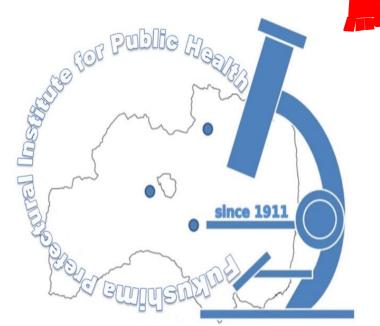
シン・所長の部屋

身近な話題 その1

2025年11月



福島県衛生研究所



Fukushima Prefectural Institute for Public Health

今回は、 衛生研究所の紹介・解説からは少し離れまして、

私が保健所に勤務していたときに作った いろいろな **トピック = 話題** について、 少しリメイクをして、 みなさんにお伝えしたいと思います。

初回は、最近話題になってきている

鳥インフルエンザについてです。

はじめに

今年も既に、日本国内では家きんにおける**鳥インフルエンザが発生しており、**

11月19日現在、国内では4例発生、今後も増加する可能性があります。

福島県では、令和4年以来、発生はありませんが、

今後、いつ発生してもおかしくない状況と思います。

今回は、この**鳥インフルエンザ**について、簡単に説明いたします。

鳥インフルエンザ とは

A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の疾病です。

A型インフルエンザウイルスは、人獣共通感染症でトリに対しても感染性を示します。

人における鳥インフルエンザ感染者のほとんどは、 感染した家きん(その肉、卵、羽毛等を利用するために飼育する鳥の総称)やその排泄物、死体、臓器などに<u>濃厚な接触</u>があります。

<u>日本では発症した人は確認されていません。</u>

感染症法では、A(H5N1)及びA(H7N9)の亜型の鳥インフルエンザは **2 類感染症**に、 **それ以外の亜型**の鳥インフルエンザは **4 類感染症**に位置付けられています。

⇒ 感染が拡大(パンデミック)すれば、

新型インフルエンザ

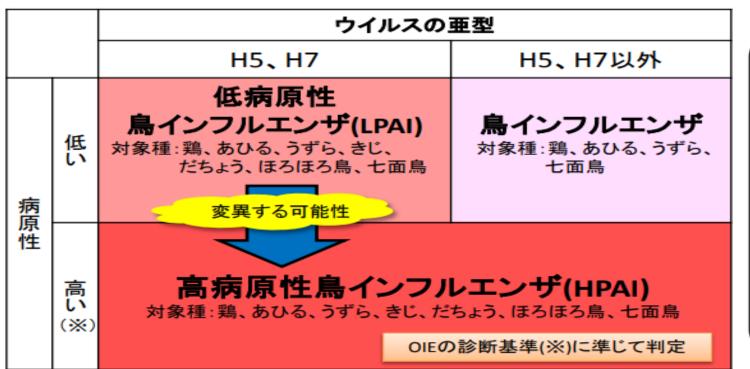
となります。

我が国における鳥インフルエンザの分類

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の疾病です。

我が国の家畜伝染病予防法では、病原性の程度及び変異の可能性によって、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、低病原性鳥インフルエンザ(LPAI)及び鳥インフルエンザの三つに分類されています。

平成23年4月の同法改正前は、高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ・弱毒タイプ)と鳥インフルエンザに分類されていましたが、法改正を機に国際獣疫事務局(OIE)が定めている国際的な基準に合わせるため、現在の分類に変更されました。



家畜伝染病予防法の改正に 伴う変更(H23年4月) (改正前) (改正後) 法定伝染病 高病原性 高病原性 鳥インフルエンザ 鳥インフルエンザ (強毒タイプ) 高病原性 鳥インフルエンザ 📥 低病原性 鳥インフルエンザ (弱毒タイプ) 届出伝染病 鳥インフルエンザ ➡ 鳥インフルエンザ 変更なし

- ※次に示すOIEの診断基準(高病原性鳥インフルエンザ)のいずれかを満たした場合に、病原性が高いと判定
- ①6週齢鶏の静脈内接種試験で病原性指標(IVPI)が1.2以上又は4~8週齢鶏の静脈内接種試験で75%以上の致死率を示す。
- ②H5又はH7亜型のウイルスで、特定部位のアミノ酸配列が既知のHPAIウイルスと類似している。

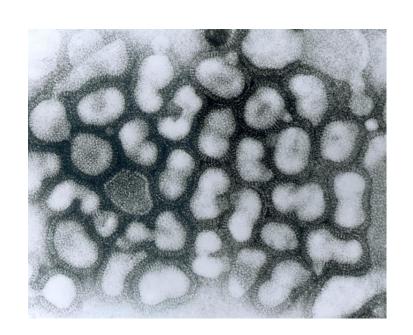
出典:農林水産省HP

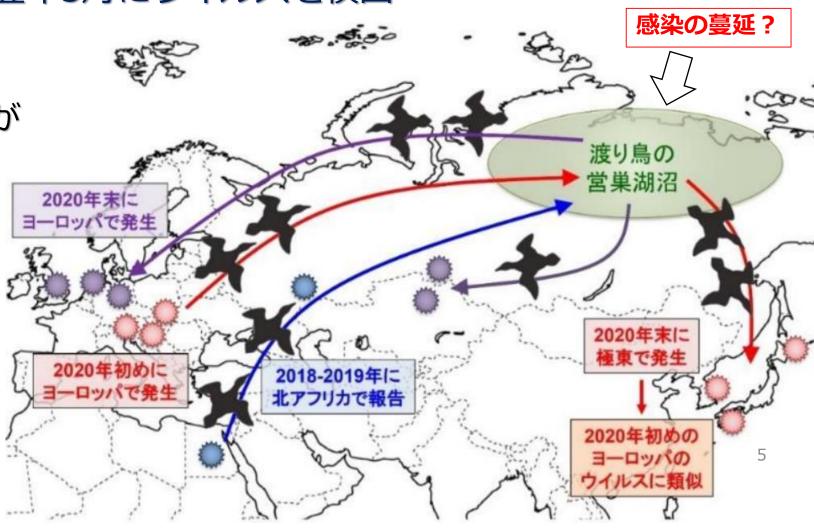
鳥インフルエンザ とは

- ・A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の疾病
- ・渡り鳥がウイルスを国内に持ち込む

・毎年、11月~翌年3月にウイルスを検出

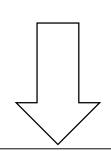
近年、 営巣地である**シベリア**での 鳥インフルエンザの**感染蔓延**が 指摘されています



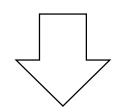


出典:北海道大学HP

鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染し、 **新型インフルエンザに**変異する過程

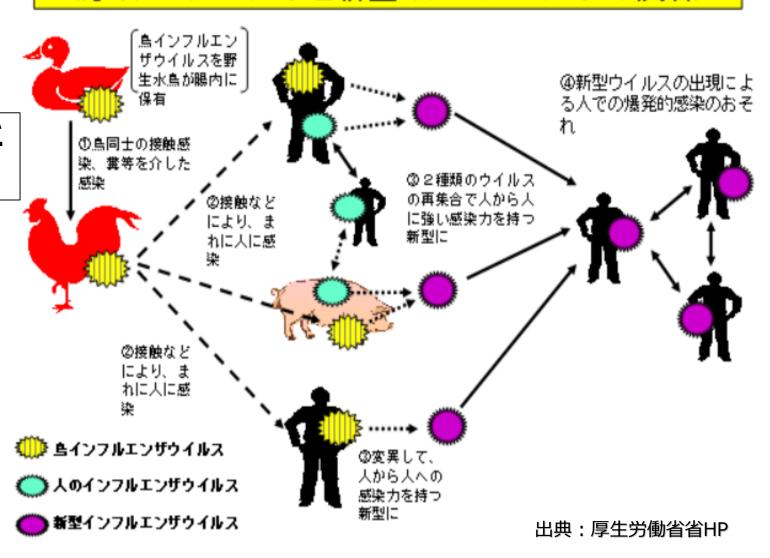


新型インフルエンザが発生すると 簡単にパンデミック(大流行)に



治療は **抗インフルエンザ薬**で 大丈夫なのか?

鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



令和7年度 国内における高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ発生状況

(令和7年11月11日15時現在)

○野鳥 1道3県20事例

※詳細は環境省HP参照 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

AA HATTI III III TO				
検体回収場所	検体回収日	種名	病原性	亜型
北海道苫小牧市	10/15	オオタカ	HPAI	H5N1
宮崎県日南市	10/22	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
北海道根室市	10/23	ハシブトガラス	HPAI	H5N1
北海道浦幌町	10/25	タンチョウ	HPAI	H5N1
北海道千歲市	10/23	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
宮崎県延岡市	10/27	ヒドリガモ	HPAI	H5N1
北海道根室地域	10/27	シマフクロウ	HPAI	H5N1
北海道標茶町	10/30	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
北海道鶴居村	10/31	タンチョウ	HPAI	H5N1
北海道中標津町	10/30	タンチョウ	HPAI	H5N1
山形県三川町	11/5	ノスリ	HPAI	H5N1
鹿児島県出水市	11/3	環境試料(水)	HPAI	H5N1
鹿児島県出水市	11/3	環境試料(水)	HPAI	H5N1
北海道標茶町	11/2	オオハクチョウ	HPAI	H5N1
北海道浦幌町	10/31	オオハクチョウ	HPAI	H5
北海道斜里町	11/2	オジロワシ	HPAI	H5
北海道別海町	11/4	ハクチョウ類	HPAI	H5
宮崎県宮崎市	11/5	ヒドリガモ	HPAI	H5
宮崎県日南市	11/6	ヒドリガモ	HPAI	H5
宮崎県国富町	11/6	ハヤブサ	HPAI	H5
	北海道苫小牧市 宮崎県日南市 北海道根駅 北海道洋線町 北海道千線町 北海道県延 北海道県 北海道豊 村 北海道鶴居村 北海道曾標居村 北海道県川町 庭児島県出水市 北海道綱県 北海道綱県町 北海道綱県町 北海道綱県町 北海道綱県町 北海道綱県町 北海道綱県町 北海道綱県町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道剛町 北海道神県 北海道 北海道 北海道 東京 北海道 東京 北海道 東京 北海 北海 北海 北海 北海 北海 北海 北海 北海 北海 北海 北海 北海	北海道苫小牧市 10/15	北海道苫小牧市 10/15 オオタカ 宮崎県日南市 10/22 ヒドリガモ 北海道根室市 10/23 ハシブトガラス 北海道浦幌町 10/25 タンチョウ 北海道千歳市 10/23 オオハクチョウ 宮崎県延岡市 10/27 ヒドリガモ 北海道根室地域 10/27 シマフクロウ 北海道標茶町 10/30 オオハクチョウ 北海道鶴居村 10/31 タンチョウ 北海道中標津町 10/30 タンチョウ 山形県三川町 11/5 ノスリ 鹿児島県出水市 11/3 環境試料(水) 鹿児島県出水市 11/3 環境試料(水) 北海道標茶町 10/31 オオハクチョウ 北海道標茶町 11/2 オオハクチョウ 北海道神幌町 10/31 オオハクチョウ 北海道斜里町 11/2 オブハクチョウ 北海道斜里町 11/2 オジロワシ 北海道列海町 11/4 ハクチョウ類 宮崎県宮崎市 11/5 ヒドリガモ	北海道苫小牧市 10/15 オオタカ HPAI 宮崎県日南市 10/22 ヒドリガモ HPAI 北海道根室市 10/23 ハシブトガラス HPAI 北海道浦幌町 10/25 タンチョウ HPAI 北海道千歳市 10/23 オオハクチョウ HPAI 宮崎県延岡市 10/27 ヒドリガモ HPAI 北海道根室地域 10/27 シマフクロウ HPAI 北海道標茶町 10/30 オオハクチョウ HPAI 北海道朝居村 10/31 タンチョウ HPAI 北海道中標津町 10/30 タンチョウ HPAI 山形県三川町 11/5 ノスリ HPAI 鹿児島県出水市 11/3 環境試料(水) HPAI 北海道標茶町 11/3 環境試料(水) HPAI 北海道科里町 11/2 オオハクチョウ HPAI 北海道列海町 11/4 ハクチョウ類 HPAI 宮崎県宮崎市 11/5 ヒドリガモ HPAI 宮崎県日南市 11/6 ヒドリガモ HPAI

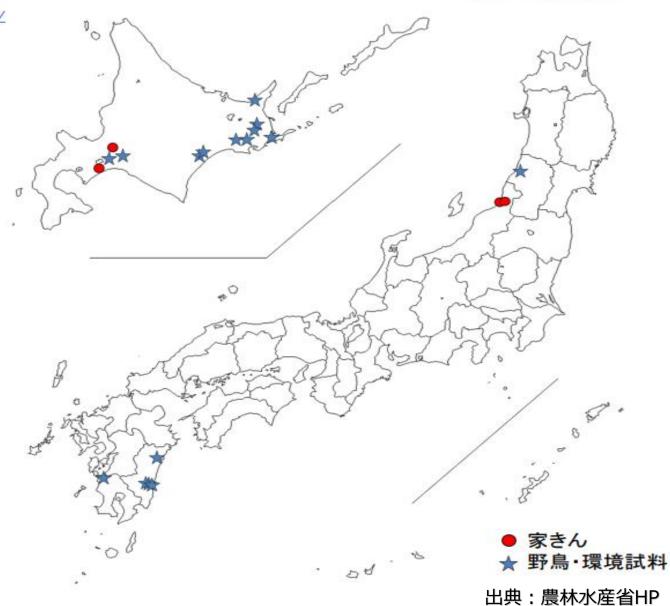
〇家きん 1道1県4事例

	地域	疑似患畜 判定日	用途	羽数(約)	亜型
1	北海道白老町	10/22	採卵鶏	45.9万羽	H5N1
2	北海道恵庭市	11/2	採卵鶏	23.6万羽	H5N1
3	新潟県胎内市	11/4	採卵鶏	63万羽	H5N1
4	新潟県胎内市	11/9	採卵鶏	28万羽	H5

※ 疑似患畜確認時の羽数

LPAI: 低病原性鳥インフルエンザ

※ HPAI:高病原性鳥インフルエンザ



鳥インフルエンザの発生状況

- **令和6年シーズン**は、**14道県51事例**で発生し、令和7年1月に発生が急増。
- 令和7年シーズンは、これまで北海道において2例、新潟県において2例、合計4例の家きんの陽性事例を確認。

令和7年シーズンの発生状況 家きん ★ 野鳥・環境試料

過去シーズンとの比較

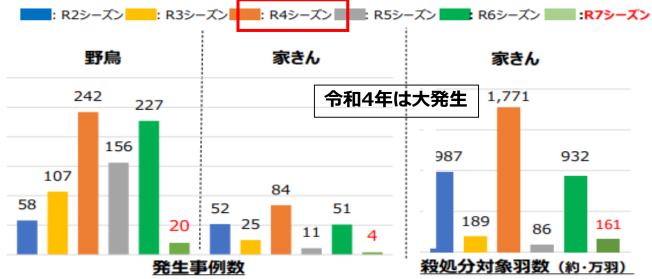
(1)初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
07 m	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
野鳥	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	

(注) 野鳥の日付は回収日

出典:農林水産省HP

(2) 発生事例数(野鳥、家きん)、殺処分対象羽数



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

スウェーデン

スペイン

H5N1 2025.11.4

H5N5 [2025.4.18]

H5N1 2025.10.17

[2025.10.18]

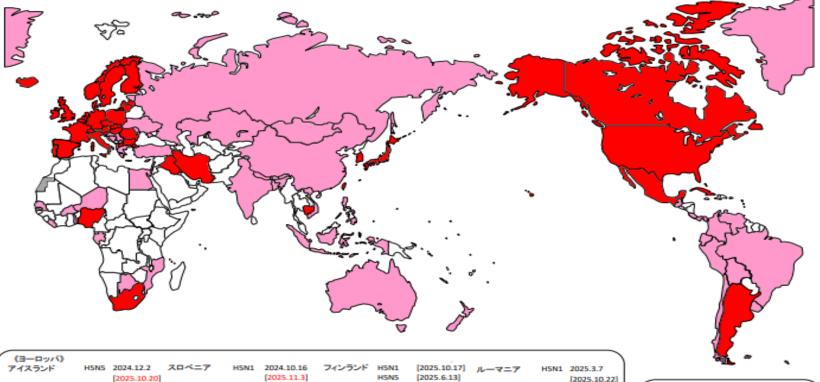
[2024.2.21]

[2025.10.7]

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2023年9月以降)

出典:農林水産省HP





2025.11.2

2025.9.2

[2025.10.31]

[2025.10.31]

[2025.10.6]

11211		
日本	H5N1	2025.10.21
		[2025.10.25]
	H5N6	2024.2.10
		[2023.12.6]
	H5N5	[2024.4.30]
	H5N2	[2025.4.19]
****	H5	[2025.4.22]
韓国	H5N1	2025.10.21 [2025.3.24]
	H5N3	[2024.10.2]
	H5N6	2024.2.8
	113110	[2024.2.6]
台湾	H5N1	2025.10.13
		[2025.3.14]
香港	H5N1	[2024.11.15]
イスラエル	H5N1	2025.1.19
		[2025.10.15]
	H5N8	[2025.3.31]
フィリピン	H5N1	2025.4.4
		[2025.3.28]
	H5N2	2024.11.19
	H5N9	2025.4.15
ベトナム	H5N1	2025.4.3
		[2024.9.8]
インド	H5N1	2025.8.7
		[2025.8.24]
カンボジア	H5N1	2025.10.16
		[2025.2.3]
ブータン	H5N1	2024.8.29
中国	H5N1	[2024.5.11]
	H5	[2024.5.25]
	H5N6	[2024.6.13]
イラク	H5N1	2025.10.12
		[2024.5.11]
インドネシア	H5N1	2023年下半期
モンゴル	H5N1	2024.10.13
ネパール	H5N1	2025.2.2
バングラデシュ	H5	2025.3.11
	H5N1	[2025.4.17]
イラン	H5N1	2025.9.29

	アイルランド	H5N1	2025.11.2	セルビア	H5N1	[2024.10.17]	フランス	H5N1	2025.10.30	チェコ	H5N1	2025.11.3
			[2025.10.15]	クロアチア	H5N1	2024.11.29			[2025.10.27]			[2025.10.20]
	イタリア	H5N1	2025.10.29			[2024.11.26]		H5	2025.10.14	オーストリア	H5N1	2025.1.24
			[2025.10.28]	ハンガリー	H5N1	2025.10.27			[2025.8.27]			[2025.11.4]
	英国	H5N1	2025.11.1			[2025.10.30]		不明	2025.10.6	スロバキア	H5N1	2025.10.20
			[2025.10.30]	デンマーク	H5N1	2025.10.27	ブルガリア	H5	2023.11.27			[2025.11.2]
		H5N5	2024.11.1			[2025.10.30]		H5N1	2025.10.14	キプロス	H5N1	[2024.2.2]
			[2025.9.29]	グリーンランド	H5N5	[2024.10.7]			[2025.11.6]	トルコ	H5N1	2025.4.5
٢	サウスジョージア・	H5N1	[2025.6.26]	フェロー諸島	H5N5	2023.10.6	カザフスタン	H5	[2023.12.28]	リトアニア	H5N1	2025.10.12
ı	サウスサンドウィッテ諸島					[2024.10.21] J	コソボ	H5N1	発生日不詳			[2025.10.27]
ı	フォークランド諸島	H5N1	[2024.10.24]	ドイツ	H5N1	2025.11.4	ウクライナ	H5	2025.3.7	ラトビア	H5N1	2025.10.8
	セントヘレナ	H5N1	[2024.9.12]			[2025.11.4]			[2024.9.17]			[2025.10.29]
	オランダ	H5N1	2025.11.4		H5	2024.12.23		H5N1	2025.2.6	ボスニア・	H5N1	2025.2.7
			[2025.10.24]		H5N5	[2024.12.10]				ヘルツェゴビナ		[2025.2.12]
	北マケドニア	H5N1	2024.10.14		H5N8	[2024.2.28]	ベルギー	H5N1	2025.10.24	アルバニア	H5N1	2025.3.2
			[2025.10.8]		H7N5	[2024.6.29]			[2025.10.30]	ギリシャ	H5N1	[2025.2.27]
	スイス	H5N1	[2025.11.3]	ノルウェー	H5N1	2025.9.2		H5	[2025.10.29]	エストニア	H5N1	[2025.4.7]

[2025.10.14] ポルトガル H5N1

[2025.9.24]

不明 [2025.7.7]

ニュージーランド H7N6 2024.11.23 :2025年8月以前に継続発生又は新規発生の報告があった間・地域 (2025年9月以降は発生報告なし)

2024.6.23

2024.5.22 2025.2.22

: 2025年9月以降に推鎖発生又は新規発生の報告があった団・地域

2025年11月10日現在

出典:WOAH等

※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。

H7N3

H7N9

※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、

その後の清浄性確認については記載していない。

(オセアニア)

[2025.10.22]

ルクセンブルク H5N1 [2025.10.21]

※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。 ※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、

WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

(ロシア・NIS製	(E)		
ロシア	H5N1	2023.10.19	
		[2025.2.19]	
	H5	[2025.7.7]	
r南樺太	H5N1	2024.2.1	'n
モルドバ	H5N1	2025.3.3	J
		[2025.2.5]	,

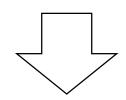
(アフリカ)		
南アフリカ共和国	H5N1	2025.10.9
		[2025.10.6]
	H7N6	2024.7.9
	不明	2024.2.29
		[2024.4.20]
ナイジェリア	H5N1	2025.10.17
モザンビーク	H7	2023.9.29
ブルキナファソ	H5N1	2024.3.26
ガボン共和国	H5N1	2024.5.3
エジプト	H5N1	2023年下半期
	H5N8	2023年下半期
	H5	2023年下半期
ニジェール	H5N1	2025.2.5
トーゴ	H5N1	2025.3.19
	H5	2025.2.20
リベリア	H5N1	2025.2.3
ボツワナ	H5N1	2025.7.25
セネガル	H5N1	2023.3.5

П	. –	H5	2025.2.20	
Ш	リベリア	H5N1		
Ш	ポツワナ	H5N1	2025.7.25	
Ш	セネガル	H5N1	2023.3.5	
ľ				J
ı				\leq
Ш	(南北アメリカ)			'
Ш	米国	H5N1		
Ш			[2025.9.25]	
Ш		H5	2025.4.10	
Ш	[[2025.5.29]	1
Ш	•	H7N9	2025.3.8	,
Ш	ブエルトリコ	H5N1	2024.12.19	
Ш	カナダ	H5N1	2025.10.19	
Ш			[2025.7.1]	
Ш		H5N2	2024.11.16	
Ш		H5N5	2025.1.15	
4			[2025.4.1]	
Ш		H5	[2024.7.1]	
Ш	メキシコ	H5N1	2025.9.18	
Ш			[2025.4.1]	
Ш		H7N3	2025.5.7	
Ш		H5N2	2024.3.6	
/	エクアドル	H5N1	2024.2.27	
			[2023.11.14]	
	コロンピア	H5N1	2024.12.25	
	ベネズエラ	H5	2023.9.19	
	ベルー	H5	2025.5.16	
			[2025.2.13]	
	コスタリカ	H5	[2023.10.11]	
	ウルグアイ	H5	[2023.10.4]	
	アルゼンチン	H5N1	2025.8.30	
			[2023.12.24]	
		H5	2025.7.14	
			[2024.1.12]	
		不明	2025.10.6	
	ブラジル	H5N1	2025.7.24	
			[2025.7.17]	
	手リ	H5N1	[2023.12.14]	
	パナマ	H5N1	2025.1.21	
	ボリビア	H5N1	2025.8.22	
	グアテマラ	H5N1	[2025.8.20]	
				ر
				_

家きんで、鳥インフルエンザが確認された場合

鳥インフルエンザが確認された場合、 右記のフローチャートで 鳥の殺処分が行われます。

おおむね、全行程を72時間以内で終了予定?



動員される作業員数は 殺処分対象の鳥数で決まります

近年、 殺処分鳥数の多さや 複数の施設での同時発生事案のため 72時間以内での 作業完了は困難になっています 異常な家きんの通報



簡易検査の実施「陽性」



遺伝子検査の実施「陽性」疑似患畜確定



発生農場 と殺終了(原則24時間以内)

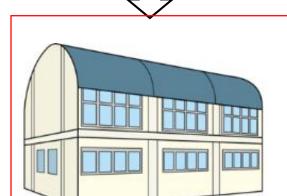


埋却、清掃、消毒作業終了(原則72時間以内)

防疫作業員の主な流れ









集合センター

- ・受付、 健康チェック
- ・作業内容説明
- ・防護服着衣等

消毒ポイント各地点

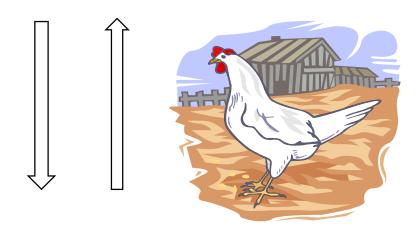






農場隣接仮設テント

- ・防護服の着脱
- ・防疫作業従事者の休憩等



発生農場

- · 捕鳥、運搬、殺処分、搬出
- ・埋却
- ・発生農場の清掃、消毒

鳥インフルエンザの人への感染状況 A (H5N1)

鳥インフルエンザA(H5N1)発生国・地域及びヒトでの確定症例(2003年11月以降)

2類感染症に分類されている 鳥インフルエンザ

2003年発生以降 **東南アジア**を中心に 中東・アフリカ、 アメリカで

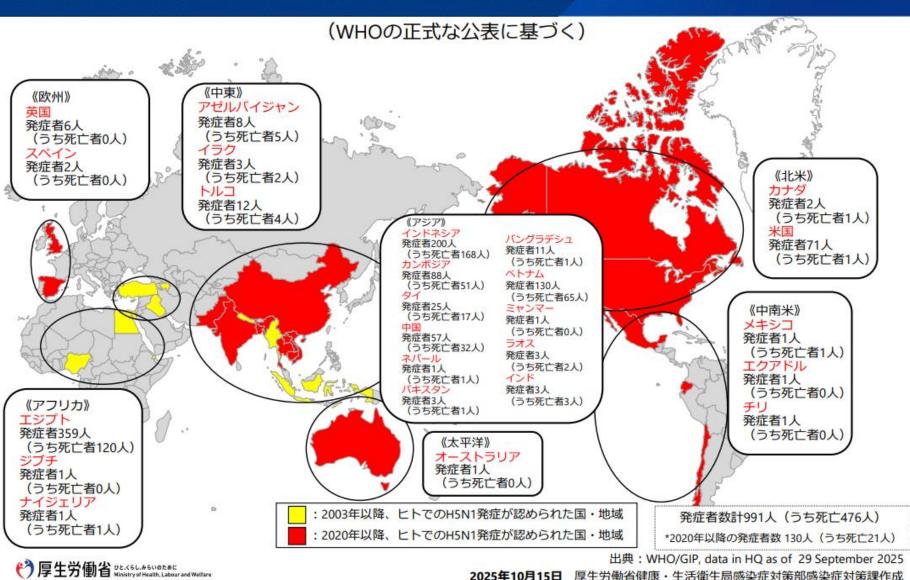
確認されています 発症者:991人

死亡者:476人

人から人への持続的感染は 未確認

潜伏期:2~9日

出典:厚労労働省HP



2025年10月15日 厚生労働省健康·生活衛生局感染症対策部感染症対策課作成

WHOに報告されたヒトの鳥インフルエンザA(H5N1)確定症例数

=-	2003	-2009	2010-2014		2015	2015-2019		2020-2024		2025		合計	
国名	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
アゼルバイジャン	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5	
バングラデシュ	1	0	6	1	1	0	0	0	3	0	11	1	
カンボジア	9	7	47	30	0	0	16	6	16	8	88	51	
カナダ	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	2	1	
チリ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
中国	38	25	9	5	6	1	3	1	1	0	57	32	
ジブチ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
エクアドル	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
エジプト	90	27	120	50	149	43	0	0	0	0	359	120	
インド	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	3	
インドネシア	162	134	35	31	3	3	0	0	0	0	200	168	
イラク	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	
ラオス	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3	2	
メキシコ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	
ミャンマー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
ネパール	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	
ナイジェリア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
パキスタン	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	
スペイン	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	
タイ	25	17	0	0	0	0	0	0	0	0	25	17	
トルコ	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	
英国	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	6	0	
米国	0	0	0	0	0	0	68	1	3	0	71	1	
ベトナム	112	57	15	7	0	0	2	1	1	0	130	65	
合計	468	282	233	125	160	48	102	10	28	11	991	476	

注:確定症例数は死亡例数を含む。 また、WHOは検査で確定された症例のみ報告する。

出典: WHO/GIP, data in HQ as of 29 September 2025

出典:厚生労働省HP

鳥インフルエンザの人への感染状況 A (H7N9)

鳥インフルエンザA(H7N9)の発生状況(2013年3月以降)

これまでのWHOからの発表によると、2013年3月以降、ヒト感染患者は1568名(うち、少なくとも616名死亡)。 発生地域は中国(4市19省4自治区)、香港特別区、マカオ特別区で、輸入症例は台湾、マレーシア、カナダにて報告がある。

2 類感染症に分類されている鳥インフルエンザ

2013年発生以降 中国中心に確認されていま す

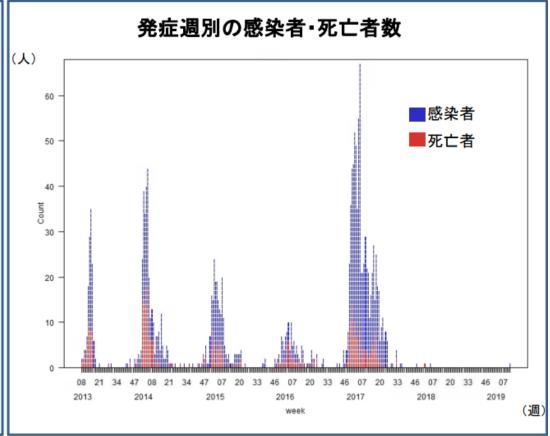
感染者:1568人 死亡者:616人

人から人への感染は未確認

出典:厚牛労働省HP

潜伏期: 3~9日





感染者数:中国(香港及びマカオを含む)1560名、台湾5名(輸入症例)、マレーシア1名(輸入症例)、カナダ2名(輸入症例)

※WHO発表より(2022年5月6日報告)

令和6年度シーズンの疫学調査を踏まえて



高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント

昨シーズン発生事例の傾向

- 過去に発生した農場での再発事例が確認
- 大規模農場での発生が多数確認
- 家きん農場集中地域で連続的な発生が確認
- 死亡羽数増加を誘導換羽の影響と誤認したこと等により、通報が遅れ、発生が拡大

⚠ 昨シーズンの発生傾向を踏まえ以下の取組を実施

塵埃対策の実施

ウイルスに汚染された粉塵、羽毛等(塵埃)によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が 20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組を実施する。(令和8年10月1日施行)

フィルター・不織布の設置











水抜き

○2 再発・密集地域等における発生リスク低減に向けた取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内 の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。 (令和8年1月1日施行)

地域内での発生に備えた準備

- ・地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒 するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
- ・地域内で発生した際に各農場が塵埃対策を 実施できるよう準備

地域一体となった対策の実施

・農場周辺の野鳥生息状況等の把握

(1) 分割管理導入の検討

・把握した情報に基づいた周辺環境における ウイルス低減対策の検討および実施

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例





池の周囲にネットを設置

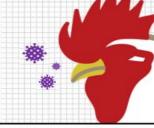
○4 誘導換羽中も警戒を徹底

- 飼養規模が20万羽を超える大規模所有者 は分割管理の導入に向けて具体的な検討 を実施する。
- 分割管理を導入する場合には、家畜保健 衛生所の確認を受け、指導に従う。 (令和7年10月1日施行)

- 誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く 行い、少しでも異常を感じた場合には、 躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。
- 農場が制限区域内に入った場合には、 制限区域が解除されるまでの間は、 誘導換羽実施の見合わせ検討を。

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが 我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、 いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

- 人、物、車両の入出時対策
 - 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
 - 着用前後で交差のない動線、明確な境界
 - 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
 - ・家きん舎ごとの専用の靴の使用。
- 野生動物の侵入防止、誘引防止
 - ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。 →特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
 - ・ねずみ及び害虫の駆除
 - ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
 - ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には 防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。 特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念 に行い、異状を認めた場合は速やかに 管轄の家畜保健衛生所に届け出。

野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの 設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や 生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止



近年の発生地域ではリスクが高いことを 認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など 第三者の視点も活用して対策を向上さ せましょう。





飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

「島インフルエンザに関する情報」



まとめ

- ・今冬も既に、日本国内では 家きんでの鳥インフルエンザが発生。
- ・全世界的にも、鳥インフルエンザは広がっています。
- ・福島県では、令和4年以来発生がないが、常に発生リスクはあります。
- ・鳥インフルエンザ発生農場への対応は、<u>すべての鳥の殺処分</u>です。
- ・殺処分は早期の完了を目指すが、鳥数や農場の状況により、 長期にわたることもあります。
- ・鳥インフルエンザが人に感染し、さらにそのウイルスが変異により、 ヒトからヒトへの感染力を獲得した場合、新型インフルエンザとなり、 容易に大流行(パンデミック)となる</u>可能性があります。
- ・感染症法上、2類に分類されている鳥インフルエンザは、発症すると致死率が高いです。 (A型H5N1、A型H7N9)
- ・現在まで、<u>日本国内での感染・発症</u>は確認されていません。
- ・治療は<mark>抗インフルエンザ薬を使うが、その効果は明らかではありません</mark>。